

# 今治市情報公開条例逐条解説

平成 17 年 1 月

平成 28 年 3 月改正

今 治 市



## 目 次

### ○ 今治市情報公開条例逐条解説

第1条	目的	1
第2条	定義	3
第3条	実施機関の責務	6
第4条	利用者の責務	7
第5条	公文書の開示を請求できるもの	8
第6条	開示請求の手続き	9
第7条	公文書の開示義務	11
第1号	法令等の規定により非開示とされている情報	13
第2号	個人が識別される情報	17
第3号	法人等の正当な利益を害する情報	26
第4号	公共の安全と秩序の維持に支障が生ずる情報	33
第5号	意思形成に支障が生ずる情報	36
第6号	事務事業執行に支障の生ずる情報	40
第7号	任意提供情報	44
第8号	国等協力関係情報	46
第9号	合議制機関情報	49
第8条	部分開示	50
第9条	公益上の理由による公文書の開示	52
第10条	公文書の存否に関する情報	53
第11条	開示請求に対する措置	54
第12条	開示決定等の期限	57
第13条	開示決定等の期限の特例	59
第13条の2	事案の移送	60
第14条	第三者に関する情報に係る意見書提出の機会の付与	61
第15条	開示の実施	63
第16条	他の制度等との調整	65
第17条	費用負担	67
第17条の2	審理員による審理手続の除外	69
第18条	審査請求	70
第18条の2	第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続	72

第 19 条	情報公開審査会	73
第 20 条	公文書の管理	76
第 21 条	開示請求をしようとする者に対する情報の提供等	77
第 22 条	公文書の開示の実施状況の公表	78
第 23 条	情報提供の充実	79
第 24 条	委任	80
附則		81

## 今治市情報公開条例逐条解説



(目的)

第1条 この条例は、住民自治の理念にのっとり、公文書の開示を請求する権利を定めることにより、市政運営の公開性の向上を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の信頼と市政参加の充実に資することを目的とする。

【趣旨】

本条は、今治市情報公開条例（平成17年条例第19号。以下「条例」という。）の目的を明らかにしたものであり、第3条の規定と併せて、条例全体の解釈の指針となるものである。

【解釈・運用】

- 1 「公文書の開示を請求する権利を定めることにより」とは、実施機関が管理する公文書について、市民がその開示を求める権利を具体的な権利として設定したものである。したがって、実施機関は、条例で定める要件を満たした公文書の開示請求に対しては、当該公文書を開示しなければならない条例上の義務を負うことになる。

なお、条例で公文書の開示を請求する権利を設定したことにより、実施機関が行った非開示（部分開示を含む。以下同じ）の決定に対し、請求者が不服のある場合は、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく救済の道が開かれることになる。

- 2 「市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにし」とは、主権者である市民に対し、市がその諸活動の状況を説明することを市の責務として条例上位置づけるとともに、情報公開制度は、このような責務を全うするための重要な制度であることを明らかにしたものである。

そもそも、市政は市民の信託に基づくものであり、市政を進めて行く過程で作成され、又は取得された情報は、主権者である市民に明らかにしていかなければならないのは当然のことである。

- 3 この条例は、これまで一般的な制度として認められていなかった市民の市政に関する情報を請求する権利を創設し、この条例に基づく情報の開示の請求という権利行使に対して、実施機関に原則として情報を開示しなければならないという義務を課している。

市民への情報の流れという点においては、従来から広報紙を通じた市民への情報の提供や法令等に基づく公表・閲覧制度等がある。しかし、情報提供による情報の多くは、市があらかじめ用意したものを市民へ提供するものであり、また法令等に基づく公表、閲覧制度による情報も特定のものに限られ、これら情報の取得について、市民はどちらかといえば受動的な立場に

あるといえる。

これに対して、情報公開制度は、市民1人ひとりが各々の立場から必要とする情報の開示を求めるもので、情報の開示に関して、市民と市との間には、権利・義務の関係が生じ、また、開示請求に対して実施機関が行う決定は行政処分に当たり、行政争訟の対象となるものである。

このように、情報公開制度と従来からの情報提供とは、その性格を異にするものであるが、市民への情報の流れをつくり出す点においては、相互に補完し合う関係にあるものとして捉えられ、情報公開制度の実施とともに、情報提供の充実にも努めることが重要であり、この条例においても、情報の開示を行うほか、第23条で市政に関する情報を市民に積極的に提供するよう実施機関に努力義務を課しているところである。



(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長(水道事業管理者の職務を行う市長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、実施機関において決裁又は供覧の手続が完了し、現に管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 市の刊行物、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 市の図書館その他の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

#### 【趣旨】

本条は、この条例で用いる「実施機関」と「公文書」の用語について定義したものである。

#### 【解釈・運用】

##### 《第1項》

情報公開制度の目的を達成するためには、市全体で取り組む必要があることから、執行機関のみならず議決機関をも実施機関とする必要がある。

どの範囲の機関を実施機関とするかは、情報公開を実施する一連の手続き、つまり請求書の受理、開示・非開示の決定、手数料の受領、不服申立て、審査会及び訴訟に対し組織的に十分対応できる機関を実施機関とすることが妥当と考えられ、具体的には市長(水道事業管理者の職務を行う市長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会などが挙げられる。

福祉事務所長及び建築主事は、独立して所管事務を管理、執行する権限を有しているが、公文書の管理については、「市長」に権限が留保されていると解されているため、「市長」が実施機関となる。

##### 《第2項》

1 本項は、この条例の対象となる「公文書」の範囲を定めたものである。

2 「実施機関の職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する一般職及び特別職の公務員であって、本条第1項に規定する実施機関の指揮監督権に服する常勤又は非常勤の職員（臨時的任用職員等を含む。）をいう。

3 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が、法律、命令、条例、規則、規程、通知等により与えられた任務又は権限の範囲内において作成し、又は取得したことをいう。

なお、「職務」には、法律又はこれに基づく政令により、市その他の実施機関が受託した事務及び地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により実施機関の職員が受任し、又は補助執行している事務（法定受託事務）を含む。ただし、他の法人その他の団体の事務（自治会、PTA等）に従事している場合の事務は含まない。

4 「文書、図画及び電磁的記録」とは、記録媒体の面から条例の対象となる公文書の範囲を定めたものであり、具体的には、次のものをいう。

(1) 「文書」とは、ある情報を文字、記号を用いて、紙等の有体物の上に記載したものであり、視覚的に直接知覚することができるものをいい、具体的には、起案文書、供覧文書、台帳、電算出力帳票等をいう。

(2) 「図画」とは、ある情報を象形を用いて紙等の有体物の上には直接再現させたものであり、具体的には、地図、図面、ポスター等をいう。

(3) 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録全般をいい、具体的には、磁気テープ（ビデオテープ、録音テープ等）、光ディスク（コンパクトディスク等）、磁気ディスク（フロッピーディスク等）等に記録されたものをいう。

5 「決裁又は供覧の手続が完了し」とは、文書管理規程に定める事務処理手続を経て、実施機関として意思決定がなされるなど責任の持てる段階に達していることをいう。具体的には、次のとおりである。

(1) 決裁文書にあつては、決裁権者が決裁を終了したとき。

(2) 供覧文書にあつては、供覧を要するすべての者の閲覧が終了したとき。

(3) 上記以外の情報にあつては、所定の事務処理手続が終了したとき。

例えば、台帳類では、記入すべき事項の記入が終了し、(1)、(2)に準ずる手続が終了したときをいう。

6 「現に管理しているものをいう」とは、実施機関が組織として公的に保管、保存している状態にあることという。したがって、廃棄処分された文書等は、この条例の対象とはならない。廃棄の対象となった文書でも、未だ廃棄手続を行わず、現に管理している場合の当該文書は、開示の対象となる。

なお、個人的なメモや下書き等は、通常は公的な管理下にあるものとはいえないため、この条例の対象とはならないが、起案文書等に添付された場合は、当該文書等の一部であり、この条例の対象となる。また職員が自己の執務の便宜のために保有する正式文書と重複する当該文書の写しも、公文書に当たらない。

## 7 対象から除外されるもの

- (1) 〈第1号〉は、既に公にされている文書等であって開示請求の対象とする必要がなく、また対象とすると図書館代わりの利用等制度本来の趣旨に合致しない利用がなされるおそれがあるとともに、事務負担の面からも問題があると考えられるものを除外したものである。
- (2) 〈第2号〉は、文書等の形態を持つものであっても、一般の行政の事務処理上の必要性からではなく、貴重資料の保存、学術研究等への寄与の観点から、それぞれ定められた閲覧範囲、手続等の基準に従うべきものを対象公文書から除外したものである。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を請求する権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう、最大限の配慮をしなければならない。

【趣旨】

本条は、この条例の解釈及び運用をするにあたっての基本的な考え方を実施機関の責務として定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 本条前段「公文書の開示を請求する権利を十分尊重する」とは、実施機関が、公文書の開示・非開示の判断をする場合だけではなく、公文書の開示の請求に関する手続等を行う場合においても、市民の知る権利を尊重し原則公開の立場に立った適正な対応を行わなければならないということを明らかにしたものである。
- 2 本条後段「個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう、最大限の配慮をしなければならない」とは、原則公開の情報公開制度の下においても、社会通念上、一般的に他人に知られたいと考えられる、戸籍、親族関係、思想、病歴、心身の状況、学歴、所得、財産その他個人生活に関する情報が、不用意に開示され、個人の尊厳が侵害されることのないよう、その保護について配慮をしなければならないことを実施機関に義務づけたものであり、正当な理由なく公にされることがあってはならないことを明らかにしたものである。
- 3 個人に関する情報の具体的な保護については、プライバシー情報の非開示（第7条第2号）に関する規定を設けており、個人に関する情報が記録された公文書の開示・非開示決定に係る判断は、これらの規定により行うこととなる。

なお、その判断や運用にあたっては、本条の趣旨に即して慎重に行わなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

**【趣旨】**

本条は、公文書の開示を受けたものが、その情報を使用するに当たって果たすべき責務を定めるとともに、情報を濫用して第三者の権利を侵害してはならないことを訓示的に規定したものである。

**【解釈・運用】**

- 1 「適正に使用しなければならない」とは、公文書の開示を受けたものは、開示によって得た情報を社会通念上の良識に従って使用しなければならず、濫用して他人の権利や利益を侵害するようなことがあってはならないことをいう。
- 2 実施機関は、公文書の開示によって得られた情報が、明らかに不適正に使用されるおそれがあると認められる場合には当該使用者に、また、不適正に使用されたと認められる場合には当該不適正使用者に対し、必要に応じ、当該情報の適正な使用を要請するものとする。ただし、本条は、あくまでも訓示的規定であり、開示を受けたものが要請に応じないことを理由に、当該公文書又は将来の同種の公文書の開示を拒否することはできない。

(公文書の開示を請求できるもの)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

#### 【趣旨】

本条は、開示請求権の根拠規定であり、この条例に基づき開示請求をすることができるものの範囲を定めたものである。

#### 【解釈・運用】

- 1 市内に住所を有する、有しないにかかわらず、また、日本国民かどうかにかかわらず、誰でもこの条例に基づき開示請求をすることができるものとする。
- 2 請求権者の代理人による請求については、代理関係を証明する書類（委任状等）の提出を求めて確認するものとする。
- 3 未成年者、成年被後見人、被保佐人であっても、本人が情報公開の請求書を作成することが可能であれば、意思表示を行うことができる状態にあると判断し、法定代理人、後見人、保佐人による請求でなくても、その請求は有効とする。

(開示請求の手続き)

第6条 前条の規定による公文書の開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

(2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求は、所定の事項を記載した書面により行うべきものであることを定めるとともに、開示請求書に形式上の不備がある場合の補正手続について定めたものである。

【解釈・運用】

《第1項》

1 本項は、公文書の開示請求は必要事項を記載した請求書(様式等は規則で定める。)により行うことを定めたものである。

2 開示請求は、開示決定という行政処分を求める申請行為であり、請求者の権利行為として行われるものであるため、書面によりその事実関係を明らかにしておく必要がある。開示請求を要式行為としたのは、このような理由からであり、電話や口頭による請求は認められない。

3 開示の請求の特例

(1) 開示請求は、規則等に定める公文書開示請求書により行うことを原則とするが、遠隔地の請求者の利便等を考慮して、郵送により、又はファクシミリ若しくはe-mailを利用して送信することにより、開示請求書を提出することができるものとする。

(2) 身体に障害がある等で自ら文字を書くことが困難な請求者には、口頭による請求を認めることにし、職員が口述筆記した上で、請求者の確認を得ることとする。

4 本項各号は、請求書に記載すべき事項を規定したものであり、これらの事項は公文書の開示請求をするときの必要条件となる。

5 「公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項」については、公文書の名称を記載することが望ましいが、これにより難しいときは実施機関の職員が開示請求に係

る公文書を特定することができる程度の具体的な内容の記載を必要とするものである。

例えば、「A課の全ての文書」という請求は文書を特定できていないものとして取り扱うが、「平成〇年度の全ての旅行命令と旅費の支出がわかるもの」という開示請求は、文書量は大量になるが文書が特定されているものとして取り扱う。

請求者は市にどのような公文書があるのかを知らないため、受付窓口又は公文書の保管課において、請求者が何の開示を求めているか、十分な聞き取りを行うものとする。

- 6 公文書開示請求書への請求者の押印は不要とする。なお、請求者が法人等の場合は、担当者の氏名、所属等の記載を求めるものとする。

#### 《第2項》

- 1 本項は、開示請求書に形式上の不備がある場合には、実施機関は当該請求者に対して補正の機会を付与することができることを定めたものである。
- 2 公文書の特定は、開示請求の本質的な内容であり、請求者が行うべき事柄であるが、実際には、請求者がこれを行うことが困難な場合が多いと考えられるので、実施機関に対し、積極的な情報の提供を行うことを義務づけることにより、開示請求の円滑な運用を図ろうとするものである。
- 3 「相当の期間」とは、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間をいい、個々のケースによって判断される。
- 4 請求書に記載された事項のうち、明らかな誤字、脱字等の軽微な不備については、請求者の了承を得た上で、実施機関において職権で補正できるものとする。

#### 【受付の際の注意】

以下のような場合は、請求を受け付けても却下又は非開示となることを請求者に説明すること。ただし、それでも請求するという場合は、請求を受け付け、速やかに事後の処理をすること。

- ① 開示請求に係る公文書が存在しないとき（もともと存在しない・破棄済のとき 第11条参照）
- ② 開示請求の対象が、第2条第2項に規定する情報（公文書）に該当しないとき
- ③ 開示請求に係る情報に記録されている情報が第16条（他の制度等との調整）に該当し、他の制度より閲覧等が可能なとき
- ④ 開示請求に係る公文書が、条例の適用外のときに作成し、又は取得したものであるとき



(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書の開示をしなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関が、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならないことを定めることにより、開示請求に対する実施機関の開示義務を明らかにしたものである。

【解釈・運用】

1 この規定は、実施機関は、適法な開示請求があった場合は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されているときを除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示する義務を負うとの原則開示の基本的枠組を定めたものである。

公文書の中には開示することにより個人の権利を侵害するもの、行政の公正かつ適正な運営を妨げるものがある。そこで本条各号では個人のプライバシーの保護、行政の公平性あるいは公共の利益の確保の観点等から、原則開示の例外として、「開示をしないことができる公文書の根拠と範囲」を定めたものである。

したがって、実施機関は、この非開示情報のいずれにも該当しない情報が記録されている公文書については、その公文書の開示をしなければならない義務を負うものである。

2 開示請求に係る公文書の開示をするかどうかは、非開示情報に該当するかどうかにより、判断することになる。この場合、主観的或いは恣意的に判断することがあってはならず、本条各号に照らし、客観的かつ合理的に行わなければならない。

又、非開示情報が記録されている公文書については、常に全てを開示しないわけではなく、部分開示（第8条）となる場合、請求時期によって開示できるようになる場合もあり得ることに留意する必要がある。

非開示あるいは部分開示の決定については、市民の「公文書の開示を求める権利」を制限することとなるので、特に今治市情報公開審査会や裁判所の判断にも耐え得る十分な理論構成が必要である。

3 非開示情報は、この条例の目的に照らし必要最小限にとどめる必要から、次の9項目に類型化している。

- (1) 法令等の規定により非開示とされている情報
- (2) 個人が識別される情報
- (3) 法人等の正当な利益を害する情報

- (4) 公共の安全と秩序の維持に支障が生ずる情報
- (5) 意思形成に支障が生ずる情報
- (6) 事務事業の円滑な執行に支障が生ずる情報
- (7) 任意提供情報
- (8) 国等との協力関係又は信頼関係に関する情報
- (9) 合議制機関等情報

4 条例上の非開示情報と、地方公務員法第 34 条に規定する守秘義務とは、その趣旨、目的を異にするものであるため、必ずしも一致するものではなく、非開示情報が守秘義務の対象となるかどうかについては、公文書の内容等により個別、具体的に判断することになる。

しかし、少なくとも、情報公開制度の下で実施機関が非開示情報に該当しないと判断して開示した公文書（情報）は、機関としての意思の決定であるとみなされることから、守秘義務の対象である秘密には当たらないものとして取り扱う。

5 ある非開示情報（又はその一部）が同時に他の非開示情報に当たることもあることに注意する必要がある。

6 公文書の閲覧等の具体的請求があった場合に、開示か非開示かの迅速かつ適正な判断を行うため、起案書等について、あらかじめ主管課において公文書の作成時または取得時に当該公文書に記録されている内容が非開示情報に該当するか否かの判断を行うものとする。

## 第7条第1号 法令等の規定により非開示とされている情報

- |   |
|---|
| (1) 法令若しくは条例の定めるところにより、又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣等の指示により、公にすることができないと認められる情報 |
|---|

### 【趣旨】

- 1 本号は、法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣等の指示による非開示情報の要件について定めたものである。
- 2 本号は、法令等の規定により公にすることができない情報は、この条例によっても開示できないことを確認的に規定するとともに、法的な拘束力を持った指示により、公にすることができない情報については、非開示とすることを定めたものである。

### 【解釈・運用】

- 1 「法令若しくは条例」とは、法律、政令、省令等の国法と条例のほか、これら国法及び条例の規定により、非開示とすべき事項を委任されている規則等を含むものである。なお、国等からの通達、通知等及び市の機関の条例の委任によらない規則、訓令、指令等は法令等の範囲には含まれず、行政実例も同様である。
- 2 「実施機関が法律上従う義務を有する各大臣等の指示により、公にすることができないと認められる情報」とは、法定受託事務等に係る情報で、処理基準等により閲覧又は写しの交付が禁止されているものをいう。
- 3 「公にすることができないと認められる情報」とは、法令等に明らかに開示することができない旨を規定している情報のほか、法令等の趣旨、目的から開示することができないと認められる情報をいい、次のようなものがある。
  - (1) 明文の規定をもって開示（閲覧、写しの交付等）が禁止されている情報
  - (2) 目的外使用が禁止されている情報
  - (3) 個別法令等により具体的な守秘義務が課されている情報
  - (4) 関係人以外には開示（閲覧、写しの交付等）が禁止されている情報
  - (5) その他法令等の趣旨、目的等から判断して、公にすることができないと認められる情報
- 4 「公にすることができないと認められる情報」かどうか、又はその範囲について法令等の規定に解釈の余地があるときは、この条例の趣旨に照らして拡大解釈とならないよう厳格にその該当性について判断する必要がある。

第7条第1号～第9号の説明資料として掲載している『非開示基準表』を適用するに当たっての注意事項

この判断基準表は、条例第7条各号に規定する非開示情報に該当するかどうかの判断基準をよりの確に、かつ、迅速に行うためのものである。

この判断基準表を適用するに当たっては、次の点を踏まえ、請求のあった公文書の内容を十分検討した上で、個別具体的に判断すべきである。

- (1) この基準表のほか、「情報公開事務の手引き」及び他の自治体の運用状況等に留意すること
- (2) 条例第8条の規定による部分開示の可能性についても、十分に留意すること。
- (3) 複数の非開示情報に該当する公文書については、判断に当たっては、すべての非開示情報の該当性を検討すること

第1号（法令秘に関する情報）に該当し、非開示と考えられる情報の具体例

分類	根拠条文	非開示情報	具体例
1 明文の規定をもって閲覧等が禁止されている情報	今治市印鑑登録及び証明に関する条例第15条	印鑑登録原票その他印鑑の登録又は証明に関する書類	◇印鑑登録原票 ◇印鑑登録申請書 ◇印鑑登録廃止申請書 ◇登録事項変更届
	著作権法第21条	著作物の複製（写しの交付の制限）	
	外国人登録法第4条の3	外国人登録原票	◇外国人登録原票
	統計法第15条	指定統計を作成するために集められた調査票	◇指定統計調査調査票 ◇指定統計調査準備調査名簿
2 他目的使用が禁止されている情報	地方税法第22条	地方税に関する調査に関する事務に関して知り得た秘密	◇申告書 ◇減免申請書 ◇課税台帳 ◇滞納整理簿
3 個別法令等により守秘義務が課せられている情報	統計法第19条の2	指定統計に関する事務に従事する者又は統計調査員が、その職務執行に関して知り得た人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項	◇国勢調査世帯名簿 ◇指定統計調査票
	住民基本台帳法第35条	住民基本台帳に関する調査に関する事務に関して知り得た秘密	◇住民基本台帳関係書
	結核予防法第62条	（結核予防法の規定による）健康診断、ツベルクリン反応検査、予防接種若しくは精密検査の実施又は職務執行に関して知り得た医師の業務上の秘密又は個人の心身の欠陥その他の秘密	◇結核健康診断精検者名簿 ◇予防接種問診票 ◇結核患者登録票

	労働安全衛生法第104条	健康診断の実施に関して知り得た労働者の心身の欠陥その他の秘密	◇職員定期健康診断結果報告書
	消防法第4条	火災予防のため関係ある場所に立ち入って検査又は質問を行った場合に知り得た関係者の秘密	◇消防査察関係書 ◇防火対象物査察台帳
	中小企業指導事業の実施に関する基準を定める省令第2条	中小企業指導事業に従事する者又は従事した者がその業務上取り扱ったことに関して知り得た秘密	◇経営の診断及び指導等の結果
	戸籍法第12条の2	除かれた戸籍（その戸籍に記載されている者、配偶者等戸籍法で定める以外の者）	◇除籍簿
4 関係人以外には閲覧等が禁止されている情報	戸籍法第48条	戸籍に関する届書その他町長の受理した書類（利害関係人で特別の事由がある場合に該当しないもの）	◇出生届 ◇死亡届 ◇婚姻・離婚届
	地方税法第415条	固定資産課税台帳（関係者以外の者）	

## 第7条第2号 個人が識別される情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等（以下「独立行政法人等」という。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人等（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条に規定する地方独立行政法人及び特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

### 【趣旨】

- 1 本号は、個人に関する情報の非開示情報としての要件を定めたものである。
- 2 基本的人権を尊重する立場から、個人に関するプライバシーは最大限保護する必要があること、また、個人のプライバシーの概念は法的に未成熟で類型化することが困難であることから、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報は、原則的に非開示とすることを定めたものである。

一方で、個人に関する情報であっても、法令の規定により何人でも閲覧できる情報、公表を目的とする情報、公益上開示が求められる情報及び公務員の職務の執行に係る情報に含まれる公務員の職の名称等については、開示することができるとしたものである。

### 【解釈・運用】

- 1 「個人に関する情報」とは、次のような情報など、個人に関するすべての情報をいう。
  - (1) 思想、宗教に関する情報
  - (2) 身体的特徴、健康状態に関する情報
  - (3) 家族構成に関する情報
  - (4) 職業、学歴に関する情報

- (5) 出身、住所に関する情報
  - (6) 所属団体に関する情報
  - (7) 財産、所得に関する情報
  - (8) その他特定の個人が識別され、又は識別され得る情報
- なお、「個人」には、死亡した個人も含まれる。

2 「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」とは、個人に関する情報であっても、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、性質上、本条第3号で判断するものとし、本号の個人に関する情報から除外するという趣旨である。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業とは直接関係のない個人に関する情報は本号に含まれる。

3 「特定の個人を識別することができるもの」とは、その情報から特定の個人が識別され、又は識別され得る可能性があるものをいい、次のような情報をいう。

- (1) 氏名、住所等特定の個人が識別されるもの
- (2) 他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得るもの

4 個人に関する情報であっても、統計のように素材が加工、処理され、結果として個人が識別できなくなっているものは、「特定の個人を識別することができる」とはいえないことから、本号には該当しない。

5 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他個人の正当な利益を害するおそれのある情報をいい、例えば、個人の未発表の著作物、研究論文、研究計画等の情報がこれに該当すると考えられる。

6 「ただし書ア」について

法令等の規定により公にされている情報(登記簿に登記されている法人の役員に関する情報、不動産の権利関係に関する情報等)や慣行として公にされている情報(表彰受賞者名簿、審議会等の委員名簿等で慣行上公にしているもの等)は、一般に公表されている情報であり、これを開示することにより、場合により個人のプライバシーを害するおそれがあるとしても、受忍すべき限度内にとどまると考えられるので、これを開示することとしたものである。

「公にすることが予定されている情報」とは、開示請求時点においては公にされていないが、将来、公にすることが予定されている情報をいう。なお、法令等で請求目的が制限されているもの(戸籍法第10条第3項、住民基本台帳法第11条第4項)、閲覧等を利害関係人等一定のものに限って認めているものは、一般に公表されている情報とはいえないことから、この規定には該当しない。

7 「ただし書イ」について



プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は、その性質上、手厚く保護されるべきであるが、これに優越する公益がある場合には、これを非開示とすべき合理的な理由は認め難いため、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報については、開示することとしたものである。

「公にすることが必要であると認められる情報」に該当するかどうかは、非開示とすることにより保護される利益と開示することにより保護される利益とを比較衡量して判断することになる。この比較衡量に当たっては、個人に関する情報の中には個人的な性格が強いものから社会的性格が強いものまで様々なものがあること、人の生命、健康等の保護と生活、財産の保護とでは、開示により保護される利益の程度に相当の差があることなどを踏まえ、特に個人の人格的な権利利益の保護に欠けることがないように、慎重な配慮が必要である。

## 8 「ただし書ウ」について

- (1) 公務員等の職務の遂行に関する情報に含まれる公務員の職に関する情報は、特定の公務員等の識別し得る情報として個人に関する情報に該当するものであるが、行政の説明責任の観点から、開示することとしたものである。
- (2) 「国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員」には、一般職のみならず特別職も含むので、同法第2条第3項に規定する国务大臣、国会議員、裁判官等も本号の公務員に含まれる。「地方公務員法第2条に規定する地方公務員」も、一般職と特別職の双方を包含することから、地方議会議員、審議会等の構成員の職で臨時又は非常勤のもの等も含まれる。
- (3) 「その職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が、その組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録される情報をいう。したがって、公務員等の職員としての身分取扱いに係る情報などは、当該公務員等にとっては、その職務遂行に係る情報には該当しない。
- (4) 職務遂行に係る情報であっても、それが他の非開示情報に該当する場合には、非開示とされることとなる。
- (5) 「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」が同時に他の公務員等の個人に関する情報であり得ることに注意する必要がある。例えば、市立病院の医師が市職員の健康診断を行った場合、当該健康診断に関する情報は、当該医師にとっては当該職務の遂行に係る情報であるが、当該市職員にとっては職務遂行との直接的な関連はなく、職務の遂行の内容に係る情報とはいえないことから、市職員の個人に関する情報として、原則的に非開示とされることになる。

第2号 (個人に関する情報) 本文に該当し、非開示と考えられる情報の具体例

大分類	小分類	具体例
1 思想、信条、信仰等個人の内心の秘密に関する情報	思想、宗教、信条、信仰、主義、主張、意識、支持政党等に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇宗教法人の信者名簿</li> <li>◇世論調査等の調査票</li> <li>◇個人相談カード</li> <li>◇図書等閲覧申込カード</li> <li>◇投書及び手紙</li> <li>◇講座、講演会等参加者名簿</li> </ul>
2 職業、資格、犯罪歴、学歴、所属団体等個人の経歴、社会的活動に関する情報	会社名、就職・退職年度、休職、停職、配置転換、学校名、停学、学業成績、勤務成績、資格・免許、団体等への加入状況、団体等における役職名、各種行事・運動等への参加状況、交際等に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇履歴書</li> <li>◇人事記録</li> <li>◇各種試験受験願書</li> <li>◇文化施設等借用申請書</li> <li>◇表彰・受勲等の推薦書</li> <li>◇職務経歴書</li> <li>◇保育所入所申請書</li> <li>◇モニター名簿</li> <li>◇社会教育関係団体申請書</li> <li>◇学校指導要録</li> <li>◇補導歴</li> <li>◇団体等への加入状況情報</li> <li>◇養護老人ホーム入所者台帳</li> </ul>
3 所得、資産等個人の財産の状況に関する情報	資産の状況(不動産・動産の種類・価格、債権・債務の内容等)、収入の状況(給与所得、譲渡所得等の金額、補償金等の収入金額等)、納税額等に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇所得証明書</li> <li>◇納税証明書</li> <li>◇年金受給者一覧</li> <li>◇預金残高証明書</li> <li>◇固定資産評価額証明書</li> <li>◇土地売買契約書及び賃貸契約書</li> <li>◇各種資金貸付台帳</li> <li>◇不動産鑑定書</li> </ul>

<p>4 体力、健康状態、病歴等個人の心身の状況に関する情報</p>	<p>傷病歴（傷病名、傷病の程度・原因、死因等）、精神障害の有無、検診・検査の名称・結果、健康状態、血液型、体力、体格、運動能力等に関する情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇健康診断書</li> <li>◇身体障害者手帳受付関係文書</li> <li>◇精神衛生相談記録</li> <li>◇児童体力テスト記録個表</li> <li>◇公務災害関係文書</li> <li>◇医師の診療記録</li> <li>◇救急報告書</li> <li>◇自己評価申告書</li> <li>◇献血協力者名簿</li> </ul>
<p>5 家族関係、生活記録等個人の家族、生活状況に関する情報</p>	<p>家族構成、扶養関係、同居・別居の別、持家・借家の別、父子・母子家庭である事実、里親・里子である事実、住居の間取り等に関する情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇戸籍謄本</li> <li>◇住民基本台帳関係文書</li> <li>◇外国人登録原票の写し</li> <li>◇生活保護決定調書</li> <li>◇児童生徒家庭環境調査票</li> <li>◇教育相談、生活相談等の記録</li> <li>◇扶養手当関係文書</li> <li>◇児童手当受給台帳</li> <li>◇被災者調査原票</li> <li>◇私人間の紛争・交際に関する情報</li> </ul>
<p>6 その他特定の個人が識別され、又は識別され得る情報</p>		

第2号（個人に関する情報）本文に該当し、非開示と考えられる情報の具体例

分 類		具 体 例
<p>特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報</p>	<p>1 個人の人格や財産権等を害するおそれがあること認められる情報</p>	<p>◇未発表の研究論文、研究計画等（個人の事業に関する情報を除く。）のうち、これに該当するもの</p> <p>◇未発表の著作物のうち、これに該当するもの（著作権法では著作者が反対の意思表示をしなければ公開となるが、何らかの理由により意思表示ができない場合には、本分類により判定する。）</p> <p>◇カルテ、相談記録、個人の監察記録等のうち、これに該当するもの</p> <p>◇反省文、日記等のうちこれに該当するもの</p> <p>◇人種、民族その他社会的差別のおそれのある情報</p> <p>◇犯罪歴、病歴等に関する情報のうち、これに該当するもの</p>
	<p>2 個人が特定できなくとも、その属する集団が特定でき、当該個人及び集団の構成員の権利利益を害するおそれがある情報</p>	
	<p>3 その他個人の権利利益を害するおそれがある情報</p>	

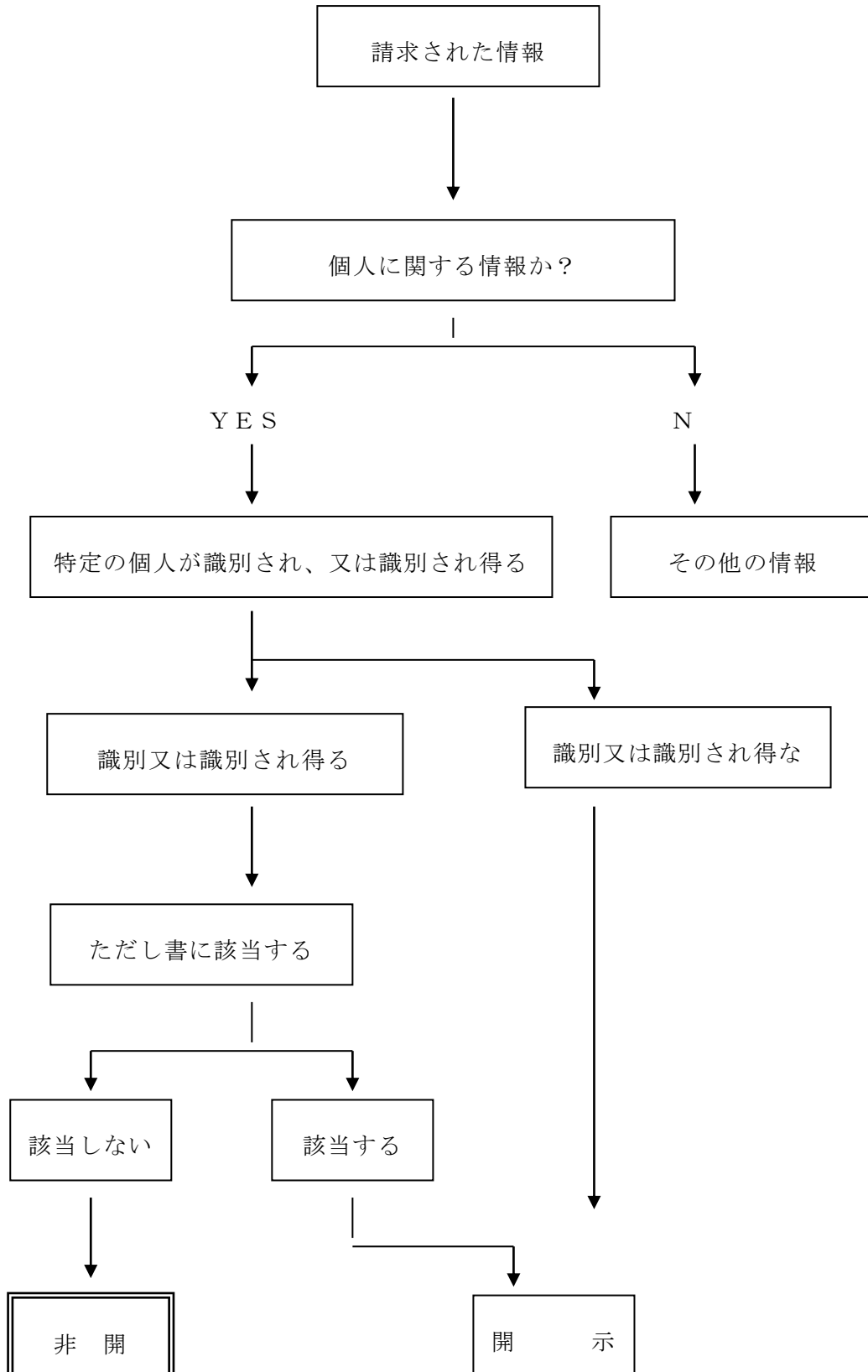
第2号（個人に関する情報）ただし書に該当し、開示と考えられる情報の具体例

分類		根拠条文	具体例
1 ただし書 ア	法令若しくは条例の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報	商業登記法第10条 不動産登記法第21条 著作権法第78条 道路運送車両法第22条 建築基準法第93条 都市計画法第47条 特許法第186条 公職選挙法第192条	◇法人役員名簿 ◇不動産登記簿 ◇著作権登録原簿 ◇自動車登録ファイル ◇建築計画概要書 ◇都市計画開発登録簿 ◇特許原簿 ◇選挙収支報告書
	慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報	◇選挙公報に登載するために候補者から提供された情報 ◇市の刊行物への寄稿及び催物情報 ◇受賞者名簿 ◇被表彰者名簿 ◇議会に対する請願及び陳情 ◇出版物に記載された著者名、経歴 ◇審議会等の附属機関の委員名簿 ◇市職員の所属・氏名（職員録） ◇寄付に関する情報で本人が公表に同意しているもの ◇公開の集会での個人の発言記録 ◇官報等に登載された国家試験合格者氏名 ◇美術展等出品者名簿 ◇高額納税者に関する公示として官報に搭載された者の氏名等 ◇ボランティア名簿等で本人が公表することについて同意しているもの ◇官報に登載された弁護士・税理士の氏名等 ◇市の各種講座・研修会等の講師名 ◇地価公示価格	

<p>2  ただし書イ</p> <p>  人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p>	<p>◇開発行為の許可に関する情報のうち、公益上公にすることが必要と認められるもの</p> <p>◇建築確認に関する情報のうち、公益上公にすることが必要と認められるもの</p> <p>◇道路の占有許可に関する情報のうち、公益上公にすることが必要と認められるもの</p> <p>◇都市公園施設の設置及び管理許可に関する情報のうち、公益上公にすることが必要と認められるもの</p>
<p>3  ただし書ウ</p> <p>  当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p>	<p>◇所掌する事務事業を実施したことにより記録された公務員等の職及び氏名等</p> <p>◇出張報告書等の職及び氏名</p> <p>◇起案者の職及び氏名</p> <p>◇決裁の印影</p> <p>◇食糧費関係文書中の市職員及び同席公務員等の職及び氏名</p>

第2号関係

個人が識別される情報に該当するかどうかの判断フロー



## 第7条第3号 法人等の正当な利益を害する情報

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人等を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

### 【趣旨】

- 1 本号は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報の非開示情報としての要件を定めたものである。
- 2 法人等又は事業を営む個人の正当な事業活動の自由は保護される必要があることから、公にすることにより法人等又は個人の正当な利益を害するおそれがある情報については、公益性確保の観点から公にすることが認められる情報を除き、非開示とすることを定めている。

### 【解釈・運用】

- 1 「法人」とは、営利法人（株式会社、有限会社等）、公益法人（学校法人、医療法人、社会福祉法人、宗教法人、民法第34条に基づく法人等）その他法人格を有するすべての団体をいう。  
「その他の団体」とは、第5条第2号の「その他の団体」と同義であるが、様々な種類のものであるので、「正当な利益を害すると認められる」かどうかは、当該法人等と行政との関係や当該法人等の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性等それぞれの法人等及び情報の性格に応じて適正に判断する必要がある。
- 2 「事業を営む個人」とは、地方税法第72条第5項から第7項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。
- 3 「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするか否かを問わず、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいい、その事業活動と直接関係ない個人に関する情報（例えば、事業を営む個人の家族構成、事業と区別される個人の財産、所得等）は、本号に該当せず、第2号で判断するものである。
- 4 「競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、次のような情報をいう。
  - (1) 生産、技術、販売、営業等の情報であって、開示することにより法人等又は個人の事業活動に対し、競争上不利を与えると認められるもの



(2) 経営方針、経理、人事等内部管理に関する情報であって、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの

(3) その他開示することにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会活動の自由等が損なわれると認められるもの

5 ただし書は、法人等又は個人の事業活動によって危害（公害、薬害等）が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、危害の未然防止、拡大防止又は再発防止を図り、その危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は開示することを定めたものである。この場合、現実に危害が発生している場合のほか、その発生の高蓋然性が高い場合も含まれ、その事業活動が違法又は不当であるか否かを問わない。

「公にすることが必要であると認められる情報」に該当するかどうかについては、非開示とすることにより保護される法益と開示することにより保護される利益を比較衡量して判断することになる。この比較衡量に際しては、開示することにより保護される利益の性質及び内容を踏まえる必要があり、特に、人の生活又は財産を保護する必要性の判断に当たっては、その侵害の内容、程度と保護の必要性を十分に検討する必要がある。

第3号（法人等に関する情報）本文に該当し、非開示と考えられる情報の具体例

大分類	中分類	小分類	具体例
1 生産活動に関する情報	(1) 製造・加工の工程に係るノウハウに関する情報	ア 原材料に関する情報	◇原材料の種類・使用量・割合・保管場所・保存場所に関する情報
		イ 製造・加工に用いる機械、設備に関する情報	◇機械・設備の種類・名称・型式・能力・規模（台数）、生産工程（機械・設備の配置）等に関する情報
		ウ その他	◇機械設備等の利用技術、生産工程の管理、製品の品質管理等に関する情報
	(2) 建築・土木等の工事に係る技術上の専門知識に関する情報	ア 建築等に用いる資材に関する情報	◇資材の種類・組成・寸法・加工、資材の試験結果等に関する情報
		イ 建築等の設計に関する情報	◇設計図に表示された設計者の考案・工夫、設計に用いる係数・計算式、設計に用いる機械等の種類・利用技術等に関する情報
		ウ 建築等の施工に関する情報	◇施工に用いる機械・設備の種類・規模（台数）・能力・利用技術、施工にあたっての地質調査の結果等に関する情報
	(3) 生産活動の状況に関する情報		◇生産品目、生産量、出荷額、機械・設備の稼動状況、施設からの排出物の種類・量に関する情報
	(4) 生産活動の計画、方針に関する情報	ア 生産品目に係る計画、方針に関する情報	◇新製品の性能・仕様・開発状況・製造工程・量産開始時期、新製品その他の生産品の生産計画等に関する情報 ◇原材料の仕入れ等の計画、出荷予定等に関する情報
		イ 機械、設備に係る計画、方針に関する情報	◇新設・更新に係る機械・設備の種類・規模（台数）・能力、新設・更新の時期・経費等に関する情報

		ウ その他	◇職員の配置・研修計画、資金調達計画、原材料の仕入れ計画等に関する情報
	(5) その他生産活動又は営業活動上の秘密に関する情報		◇コンピュータ等による情報処理等に係る技術上の専門知識等に関する情報 ◇生産活動上の事故・故障等に関する情報
2 営業・販売活動に関する情報	(1) 営業・販売活動の状況に関する情報	ア 販売、契約、取引に関する情報	◇販売経路、販売実績、契約内容、取引先・得意先の名称、商取引の内容・実績、納品状況等に関する情報 ◇法人間の提携、下請等に関する情報
		イ 販売方法に関する情報	◇商品の陳列方法、販売に係る宣伝方法等に関する情報
		ウ その他営業活動の内容が明らかになる情報	◇原価・販売単価等の基礎となる原価額・内訳、受注経過等に関する情報
	(2) 営業・販売活動の計画、方針に関する情報	ア 販売計画、方針に関する情報	◇新製品の販売計画、販売高の見込み・目標額、受注計画、交渉の計画・方針、事業の将来展望・経営方針等に関する情報
		イ 店舗、営業所等の新設等の、計画方針に関する情報	◇売り場面積の拡張、店舗・営業所の改装・新設・移転、新設に係る店舗・営業所の規模等の計画・方針等に関する情報
		ウ その他営業活動の計画等に関する情報	◇職員の配置計画、資金調達の予定額・調達方法、投資予定額・投資対象等に関する情報
3 法人等の信用に関する情報			◇法人等の格付け・評価、経営状態、資産、債権負債内容、法人等に対する指導・取締とその結果、借入金の額、借入の相手方、借入の条件・返済計画・返済状況等に関する情報

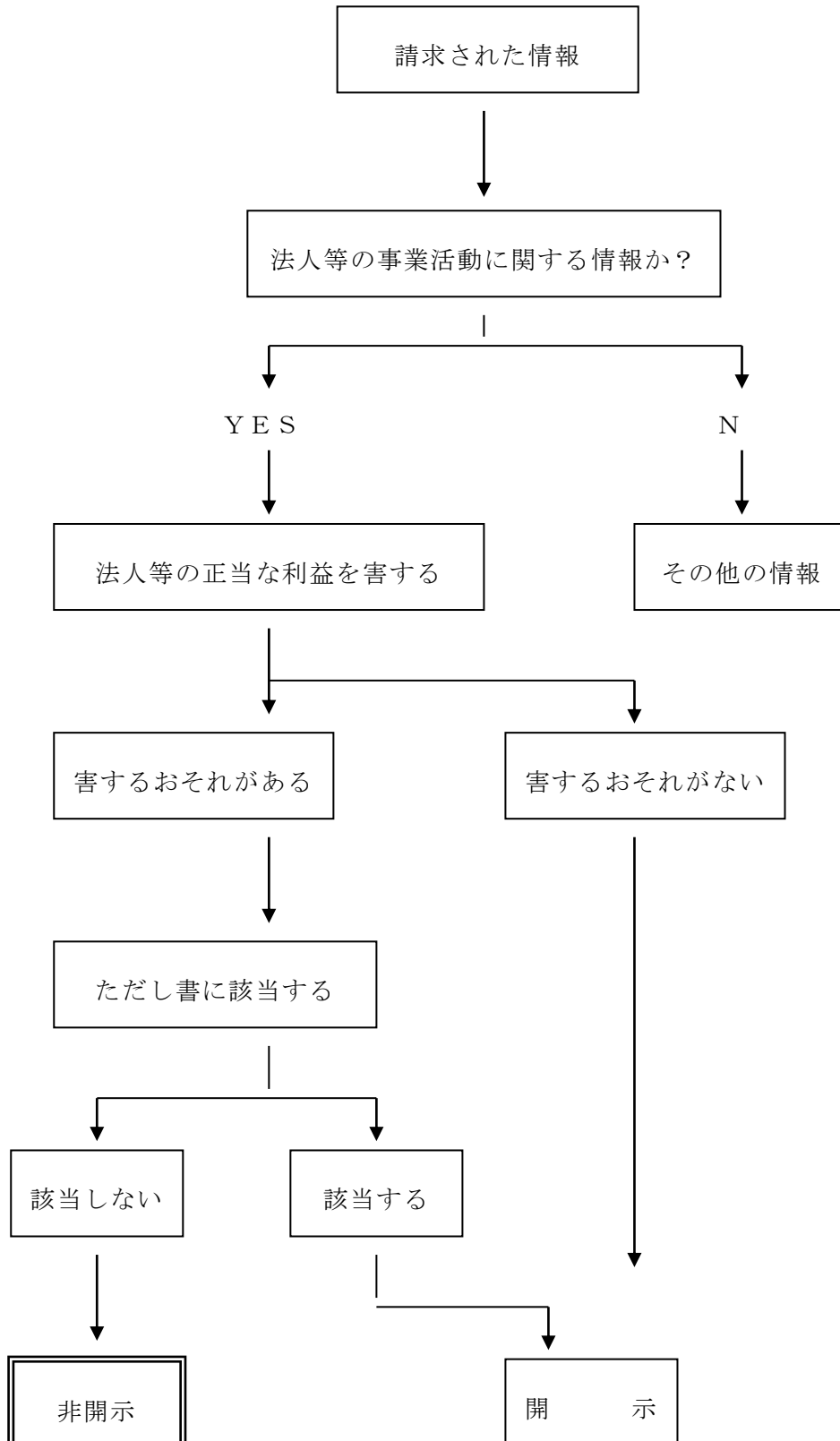
<p>4 人事、経理等専ら法人等の内部情報で公にすることに より、活動の自由や結社の自由が損なわれるもの</p>		<p>◇職員の採用計画、応募状況、職員の配置状況、労働条件（給与、手当、労働時間等）、職員研修の内容等に関する情報</p>
		<p>◇金銭の出納（予算、決算等）、経理上の処理等に関する情報</p>
		<p>◇労働組合の組織状況、労働争議等に関する情報</p>
<p>5 その他公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められる情報</p>		<p>◇指名停止処分名簿 ◇滞納整理、滞納処分に関する資料</p>

第3号（法人等に関する情報）ただし書きに該当し、開示と考えられる情報の具体例

分 類	具 体 例
<p>事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、健康、生活又は財産を保するため、公にすることが必要であると認められる情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇食中毒発生施設と事件の概要に関する情報</li> <li>◇工場排水・大気・騒音・危険物貯蔵状況等に係る立入り検査結果の改善勧告、命令その他行政処分等に関する情報</li> <li>◇食品の苦情等に関する情報</li> <li>◇生活環境、自然環境の破壊等に関する情報</li> <li>◇宅地建物取引業者への行政処分に係る情報（被害者のプライバシーに係る情報を除く。）</li> <li>◇計量器の定期検査に係る情報のうち住民の消費生活に影響を及ぼすもの</li> <li>◇訪問販売の苦情等に関する情報</li> <li>◇欠陥商品の販売等に関する情報</li> <li>◇消費者相談カード</li> <li>◇障害者雇用促進法による法定雇用率を達成していない企業</li> <li>◇消防本部がまとめた火災事故報告書</li> <li>◇中高層建築物の建築に係る標識設置届</li> <li>◇その他公にすることが必要と認められる情報</li> </ul>

第3号関係

法人等の正当な利益を害する情報に該当するかどうかの判断フロー



## 第7条第4号 公共の安全と秩序の維持に支障が生ずる情報

(4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

### 【趣旨】

- 1 本号は、公共の安全等に関する情報の非開示情報としての要件を定めたものである。
- 2 人の生命、身体等の保護と平穏な住民生活を守る観点から、開示することにより、公共の安全の確保と秩序の維持に支障が生ずると認められる情報は、非開示とすることができることを定めたものである。

### 【解釈・運用】

- 1 「人の生命、身体、財産等の保護」とは、公共の安全と秩序の維持の観点から、人の生命、身体、財産、名誉、社会的地位、自由等を危害から保護し、又は当該危害等を除去することをいう。
- 2 「犯罪の予防」とは、刑事犯、行政犯を問わず、犯罪行為の発生を未然に防止することをいう。例えば、犯罪を誘発するおそれのある情報を開示しないこともこれに含まれる。
- 3 「(犯罪の)捜査」とは、捜査機関が公訴の提起及び遂行のため、証拠を発見し、収集し、保全し、また、被疑者を発見し、掌握し、必要があればその身柄を拘束して保全する活動をいう。
- 4 「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防又は捜査及び人の生命、身体、財産等の保護のほか、平穏な社会生活、社会の風紀その他の公共の安全と秩序を維持することをいう。
- 5 「支障を及ぼすおそれがある」とは、公共の安全と秩序を維持する諸活動が阻害され、又は適正に行われなくなる可能性がある場合をいう。
- 6 「人の生命、身体、財産等の保護……に支障を及ぼすおそれがある情報」とは、次のような情報をいう。
  - (1) 犯罪の被害者、参考人等が特定され、その結果、これらの人々の生命、身体等に危害が加えられ、又はその地位若しくは正常な生活が脅かされるおそれのある情報
  - (2) 犯罪等の情報の通報者、告発者等が明らかにされ、その結果、これらの人々の地位又は正常な生活が脅かされるおそれのある情報

(3) 特定個人の行動予定、家屋構造等が明らかにされ、その結果、これらの人々が犯罪の被害者となるおそれがある情報

7 「犯罪の予防又は捜査………に支障を及ぼすおそれがある情報」とは、次のような情報をいう。

(1) 犯罪の捜査等の事実等に関する情報

(2) 犯罪目標となることが予想される施設の所在等に関する情報

8 本号については、その守るべき法益の重要性にかんがみ、「支障」の程度について、「著しく」まで求めていることに留意しなければならない。



第4号（公共の安全と秩序に関する情報）本文に該当し、非開示と考えられる情報の具体例

大分類	小分類	具体例
<p>1 人の生命、身体又は財産等の保護に支障を及ぼすおそれがある情報</p>	<p>(1) 特定個人の行動予定、家屋の構造等が明らかにされ、その結果、これらの人が犯罪の被害者となるおそれのある情報</p>	<p>◇特定の個人の行動予定等に関する情報                      ◇住居の間取図                      ◇施設の所在・構造等に関する情報                      ◇苦情等の申出者の住所、氏名に関する情報</p>
	<p>(2) 犯罪等の情報の提供者又は犯罪の被害者等が特定され、その結果、これらの人の身体又は正常な生活が脅かされるおそれのある情報</p>	<p>◇犯罪等に係る情報提供者、被疑者、参考人等の氏名、住所、提供情報の内容等に関する情報                      ◇公害、医療、違反建築物の苦情、告発等の情報提供者の氏名、住所等に関する情報</p>
<p>2 犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報</p>		<p>◇夜間警備委託契約書                      ◇警備機器配置図                      ◇危険物配置図                      ◇捜査関係事項照会、回答                      ◇火薬類製造販売営業許可書                      ◇高圧ガス施設、設備図                      ◇毒物、劇物台帳                      ◇要人の来日スケジュール等に関する情報</p>
<p>3 その他公共の安全の確保と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報</p>		<p>◇公開することにより、市民の生活の安全に対する障害が発生したり、社会通念上妥当性を欠き、また、社会的差別を助長するような結果が発生するおそれがあると認められる情報</p>

## 第7条第5号 意思形成に支障が生ずる情報

(5) 実施機関内部若しくは相互間又は国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人等をいう。以下同じ。）の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

### 【趣旨】

- 1 本号は、実施機関又は国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人等）の機関の意思形成過程に係る情報の非開示情報としての要件を定めたものである。
- 2 実施機関又は国等の機関の審議、検討、調査、企画、研究等の意思形成過程に係る情報について、検討途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、市民に誤解と混乱を与えたり、行政内部の自由な意見交換が阻害されるなど、公正又は適正な意思形成に著しい支障を生ずると認められるものは非開示とすることができることを定めている。

### 【解釈・運用】

- 1 「実施機関」とは、実施機関の補助機関（職員）又は事務局（職員）のほか、執行機関が設置する附属機関も含まれる。なお、「国の機関」も同様の趣旨である。
- 2 「他の地方公共団体」とは、市以外の他の都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団をいう。
- 3 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、審議、検討又は協議のほか、会議、打合せ、意見交換、相談等に関連して、実施機関が作成し、又は取得した情報をいう。
- 4 本号は、審議、検討又は協議に関する情報を開示することによって、当該意思決定等に不当に支障を及ぼす場合に限られるものである。したがって、当該情報を開示することによって、将来の同種の事務に係る意思決定に支障を及ぼすおそれがある場合は、本号の問題ではなく、第7条第6号の「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるかどうかにより開示・非開示が判断されることになる。
- 5 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれ」とは、審議、検討又は協議の内容に関する情報を開示することにより、外部から圧力や干渉等を受け、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれをいう。

- 6 「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、意思決定の途上にある未成熟な情報を開示すること又は情報を尚早な時期に開示することにより、市民に誤解や憶測を与え、不当に混乱を及ぼすおそれをいう。
- 7 「特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、市及び国等が時期を定め、又は一元的に公にする必要のある情報を開示することにより、情報を得た者と得ない者との間で不当な格差を生じ、又は投機を助長し、特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれをいう。
- 8 「不当に」とは、情報を開示することの公益性を考慮しても、開示により予想される支障が看過し得ない程度のものであることをいう。予想される支障の程度が「不当」なものであるか否かの判断は、支障の及ぶ範囲、深さ、回復性、必然性その他の支障の内容をあらゆる角度から検討した上で、当該情報の性質に照らし、開示することにより得られる利益と非開示とすることにより守られる利益との比較衡量により判断するものである。

第5号（意思形成過程に関する情報）本文に該当し、非開示と考えられる情報の具体例

大分類	小分類	具体例
<p>1 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれのある情報</p>	<p>意見交換の内容及び経過に関する情報のうち、自由かつ十分な意見交換を確保するために非開示とする必要があるもの</p>	<p>◇行政機関内部又は機関相互間の照会、回答等における意見交換の内容、結果、相手方等に関する情報のうち、これに該当するもの</p>
	<p>提案等の内容、処理経過に関する情報のうち、自由な提案等を確保するために非開示とする必要があるもの</p>	<p>◇検討段階における試案、検討課題として内部で検討された事項や検討経過等に関する情報のうち、これに該当するもの</p>
<p>2 不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれのある情報</p>	<p>意思形成に係る手続の途上にある情報であって、開示することにより、市民に無用の誤解や混乱を与えるおそれのあるもの</p>	<p>◇各種計画の策定に係る事前協議・調整に関する情報であって、これに該当するもの</p> <p>◇検討・決裁等の手続上にある情報であって、その途上において、意思決定の内容が変更される可能性がある情報であって、誤解や混乱を招くおそれのあるもの</p> <p>◇予算要求、補助金の交付に係る審査内容に関する情報であって、これに該当するもの</p> <p>◇許認可等の行政処分に係る協議・調整の内容に関する情報であって、これに該当するもの</p>
	<p>意思形成に係る手続の途上にある情報であって、開示することにより、公正かつ適正な意思形成に著しい支障が生ずるおそれのあるもの</p>	<p>◇組織機構の編成過程にある情報であって、これに該当するもの</p> <p>◇表彰候補者の選考過程にある情報であって、これに該当するもの</p> <p>◇議会提出前の議案作成過程にある情報であって、これに該当するもの</p>

<p>3 特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれのある情報</p>		<p>◇予算要求、補助金の交付に係る審査内容に関する情報であって、これに該当するもの  ◇許認可等の行政処分に係る協議・調整の内容に関する情報であって、これに該当するもの</p>
---	--	---

## 第7条第6号 事務事業執行に支障の生ずる情報

- (6) 実施機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は市税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - オ 実施機関又は国等が経営する事業に関し、経営上の正当な利益を害するおそれ

### 【趣旨】

- 1 本号は、実施機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報の非開示情報としての要件を定めたものである。
- 2 公にすることにより、実施機関又は国等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、非開示とすることとしたものである。

### 【解釈・運用】

- 1 「実施機関又は国等が行う事務又は事業」とは、実施機関又は国等が単独で行う事務又は事業及びこれらが共同で行う事務又は事業をいう。
- 2 「事務又は事業に関する情報」とは、当該事務又は事業に直接関わる情報だけではなく、当該事務又は事業の実施に影響を与える関連情報を含むものである。
- 3 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に該当するかどうかを判断するに当たっては、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものであることが要求されること、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求されるものであることに注意する必要がある。
- 4 監査、交渉、試験その他同種のものが反復されるような性質の事務又は事業にあつては、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずることがあり得るが、これも「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に該当する。

5 本号は、実施機関又は国等が行うすべての事務又は事業を対象としており、アからオまでに掲げた以外の事務又は事業に係る情報についても、当該情報を公にすることにより、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるときには、非開示とされるものである。

6 アからオまでの事務又は事業ごとに掲げた支障は、典型的な支障を記述したものであって、当該事務又は事業における公にすることによる支障は、これらに限定されるものではなく、公にすると、それぞれに記述した支障以外の支障がある場合であっても、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の要件に該当するときは非開示とされるものである。

(1) アは、監査や立入検査の計画を事前に開示することにより事実が隠ぺいされたり、試験問題や試験の傾向を事前に開示することにより受験者の正確な能力判定ができなくなるおそれ等をいう。

(2) イは、用地買収、損失補てん等に係る単価等を事前に開示することにより経費の増大や実施時期の遅延が生じたり、訴訟に関する市の処理方針を事前に開示することにより市の権利行使が損なわれるおそれ等をいう。

(3) エは、人事異動に関する情報を事前に開示することにより、又は任免、勤務評定、懲戒処分等に関する情報を開示することにより、市と職員相互の信頼関係が損なわれるおそれ等をいう。

第6号（事務事業執行過程に関する情報）本文に該当し、非開示と考えられる情報の具体例

分 類	具 体 例
<p>ア 監査、検査、取締り、試験又は市税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある情報</p>	<p>◇立入検査の実施計画（日時・対象・項目・方法等）等に関する情報のうち、これに該当するもの</p> <p>◇税徴収に関する内部規定等に関する情報のうち、これに該当するもの</p> <p>◇実施前の入札予定価格、物品購入予定価格等に関する情報のうち、これに該当するもの</p> <p>◇実施前の試験問題・採点基準等に関する情報</p> <p>◇開示することにより、情報を得た者と得ない者又は開示された情報に含まれている者と含まれていない者との間に不当な差が生ずるおそれのある情報</p> <p>◇行政処分等に係る内部基準等のうち、これに該当するもの</p>
<p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報</p>	<p>◇訴訟その他争訟事案に係る処理方針・弁護士との打合せの内容、準備書面等に関する情報のうち、これに該当するもの</p> <p>◇用地買収計画の内容、用地買収・用地購入・損失保障等に係る交渉の方針・交渉の価格等に関する情報のうち、これに該当するもの</p> <p>◇購入予定物品の見積りに関する情報のうち、これに該当するもの</p> <p>◇過去の契約締結等に関する情報のうち、将来の入札予定価格等が推定されるもの</p> <p>◇労使間の交渉記録に関する情報であって、これに該当するもの</p>
<p>ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある情報</p>	<p>◇意識調査・実態調査等の調査で公にしないことを条件として住民・法人等に提供を求め、入手している情報</p> <p>◇公にしないという了解の下に住民・法人等から任意に提供されている情報・意識調査</p>



<p>エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報</p>	<p>◇選考、昇任、転任等の人事異動の経過が明らかになる情報のうち、これに該当するもの</p> <p>◇勤務評定の具体的な内容等が明らかになる情報のうち、これに該当するもの</p> <p>◇分限処分、懲戒処分の内容等に関する情報のうち、これに該当するもの</p> <p>◇出勤状況等に関する情報のうち、これに該当するもの</p> <p>◇昇給等の決定に関する情報のうち、これに該当するもの</p>
<p>オ 実施機関又は国等が経営する企業に係る事業に関し、経営上の正当な利益を害するおそれがある情報</p>	<p>◇水道企業が行う関係者との交渉、渉外、調整のための会議に関する情報のうち、これに該当するもの</p>

## 第7条第7号 任意提供情報

(7) 実施機関からの要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

### 【趣旨】

市は、行政の執行に当たり、個人、法人等から、法令等の規定に基づく義務としてではなく、当該個人、法人等の任意の協力に基づいて情報を得ている場合があり、これらの情報の中には公にしないことを条件として提供されているものもある。

これらの情報を提供者の承諾なく公にすると、信頼関係、協力関係を損ない、将来の情報入手に支障を生じ、ひいては行政の公正かつ適切な運営を妨げることとなるので、このような情報が記録されている公文書は非開示とすることを定めたものである。

### 【解釈・運営】

1 「実施機関からの要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報」とは、実施機関から法人等又は個人に情報提供の要請があることが必要で、法人等又は個人が実施機関に情報提供する際に、その情報を公にしないでほしいとの申出を行っていること、その他原則として、調査票、協議書等の書面に、「他の目的に使用しない」、「公開しない」等の記載があることが必要である。

なお、実施機関が法令等の定める権限に基づき強制的に入手し得る情報ではあるが、当該権限を行使せず行政指導等により任意の提供を受けたものについては、「任意に提供された」情報には該当しないものである。

2 「通例として公にしないこととされているもの」に該当するためには、当該情報が現に公にされていないというだけでは足りず、当該情報の性質上、一般的に、公にしないことが相当と認められる場合をいう。

3 「当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」とは、公にしないとの条件を付することの合理性の判断は、当該情報の提供当時の諸般の事情を基本として判断するが、必要に応じその後の事情の変化も斟酌して判断するとの趣旨である。

4 公開しないことを条件として提供された情報であっても、その後、情報提供者が公開したものの、公開することについて情報提供者の承諾が得られたものは、当該条件が解除されたものとして開示するものとする。

第7号（任意提供情報）本文に該当し、非開示と考えられる情報の具体例

◇各種アンケート調査のうち要件に該当するものに関する情報

◇各種表彰候補者の推薦関係書類

## 第7条第8号 国等協力関係情報

(8) 実施機関と国等との間における照会、回答、依頼、委任、協議等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより、国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあるもの

### 【趣旨】

本号は、市の行政が、国等との密接な関係のもとに執行されていることから、市と国等との協力関係、信頼関係を維持するため、公開することにより、これらの関係を損なうと認められる情報は、非開示とすることができることを定めたものである。

### 【解釈・運用】

- 1 「照会、回答、依頼、委任、協議等」とは、法令等の規定に基づき、又は任意に行われる照会、回答、依頼、委任、協議、協力、指示、要請等をいう。
- 2 「協力関係」とは、市と国等との間における当面の事業を円滑に行うことに着目したものであり、「信頼関係」とは、市と国等との間における将来にわたる円滑な関係の維持を配慮したものである。
- 3 「損なうおそれがあるもの」とは、公にした場合に、実施機関が協力関係又は信頼関係が損なわれる客観的な可能性があれば足りる。

第8号（国等協力関係情報）本文に該当し、非開示と考えられる情報の具体例

大分類	小分類	具体例
<p>1 市が実施する事務事業に関し国等との間に協議、協力等に基づいて作成又は取得した情報であって、公開することにより国等との信頼関係を著しく損なうと認められるもの</p>	<p>市の事務事業の実施に関する国等との協議に際して作成し、又は取得した情報で、国等との信頼関係等を確保するため非公開とする必要があるもの</p>	<p>◇市の事務事業等に対して示された国等の見解等に関する情報で、これに該当するもの                      ◇事業の実施に際し、国等の間で行っている協議に関する情報でこれに該当するもの                      ◇市と国等との間の同種又は関連を有する事務事業に関する情報でこれに該当するもの                      ◇市と国等との間の協定締結に係る協議の内容、共同実施の内容、経費分担等に関する情報でこれに該当するもの</p>
	<p>市から国等に依頼し提供を受けた情報で、国等との信頼関係等を確保するため非公開とする必要があるもの</p>	<p>◇国等における同種又は関連する事務事業の実施状況、実施基準等に関する情報でこれに該当するもの                      ◇実験結果、調査結果その他のデータ等でこれに該当するもの</p>
	<p>国等から通知として取得した情報で、国等との信頼関係等を確保するため非公開とする必要があるもの</p>	<p>◇補助金の内定通知等、審議中の法律改正案に係る解釈指針等でこれに該当するもの</p>
	<p>国等との会議等に際して作成し、又は取得した情報で、国等との信頼関係等を確保するため非公開とする必要があるもの</p>	<p>◇会議資料、会議記録等に記録された国等の事務事業の実施状況、方針、懸案事項、検討中の案、調査結果のデータ等に関する情報で、これらに該当するもの</p>

<p>2 国等が実施する事務事業に関し、国等との協議、協力等により作成し、又は取得した情報で、国等との信頼関係等が損なわれると認められるため非公開とする必要があるもの</p>	<p>◇調査等に際し国等から示された調査の目的、内容、項目、方法等に関する情報でこれに該当するもの</p> <p>◇調査等の結果で国等において統一的に公表するまで公表してはならない旨の指示のある情報</p> <p>◇国等の事務事業に係る方針、市に対する指導でこれに該当するもの</p> <p>◇国等からの意見聴取等に基づき作成又は取得した情報でこれに該当するもの</p> <p>◇市から提出した情報であって、国等での政策立案等の資料として用いられるものでこれに該当するもの</p>
---	--

## 第7条第9号 合議制機関情報

(8) 実施機関の附属機関及びこれらに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る情報であって、当該合議制機関等の運営規程又は議決により公にしないことと定められているもの及び公にすることにより公正又は円滑な議事運営に支障を生ずるおそれがあるもの

### 【趣旨】

本号は、執行機関の附属機関（審議会、審査会、調査会等）の合議制機関の情報について、その意思を尊重し、公正又は円滑な議事運営を確保する観点から、非公開とすることができる旨を定めたものである。

### 【解釈・運用】

- 1 「実施機関の附属機関」とは、地方自治法 138 条の 4 第 3 項に規定されているように法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関をいう。
- 2 「これらに類するもの」とは、地方自治法 174 条に規定する専門委員並びに法令又は条例の規定によらず要綱により設置された懇談会等で、設置目的、構成員、機能から見て、同法 138 条の 4 第 3 項に規定する執行機関の附属機関に類するものをいう。
- 3 「会議に係る情報」とは、合議制機関の会議に係る審議資料、議決事項、会議録、議事録等の情報をいう。
- 4 「運営規程又は議決により」とは、会議の運営に関する要綱、細則、内規等により明文をもって非開示とすることが定められている場合又は会議において非開示とする旨が議決されている場合をいう。
- 5 審議会等の合議制機関に関する情報の開示・非開示の判断は、当該合議制機関の議決によってのみ決せられるものではなく、当該合議制機関の性格や審議内容に照らし、個別具体的に、率直な意見の交換等を不当に損なうおそれがあるかにより判断されるべきものであるとしている。

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意な情報が記録されていないと認められるときは、この限りではない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

本条は、公文書の一部に非開示情報が記録されている場合及び個人識別性のある情報が記録されている場合における実施機関の部分開示の義務及びその要件を明らかにしたものである。

【解釈・運用】

《第1項》

- 1 部分開示を行わなければならないのは、「非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる」場合であり、公文書のどの部分に非開示情報が記録されているかという記載部分の区分けが困難な場合や、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合（電磁的記録の場合等）には部分開示の義務がなく、開示しない旨の決定を行うこととなる。  
なお、公文書の量が多く、時間・労力を要することは、区分・分離の容易性とは関係がない。
- 2 非開示情報が記録されている部分に「有意の情報」が含まれていないとは、残りの部分に記載されている内容が公表情報だけとなる場合、無意味な文字、数字等のられつとなる場合等である。このような場合は、開示をしない旨の決定を行うこととなるが、当該決定に際し、「非開示情報の記載部分を除くと、〇〇のような状態になるので、有意の情報が含まれなくなると認められる。」などの理由を明らかにする必要がある。
- 3 部分開示決定は、部分非開示決定でもあることから、非開示決定の部分については、理由提示の義務が生ずる。

《第2項》

- 1 非開示情報と非開示情報に該当しないものが混在している通常の部分開示（第8条第1項）



の場合と、全体として非開示情報に該当するが、個人識別性のある部分を除くことにより開示しても支障がなくなる場合とは、性質を異にするので、後者について、第8条第1項とは別に、この項を設けたものである。

- 2 個人識別性のある部分を除いて開示しても、例えば、未発表の論文等、個人の権利利益を害するおそれがあるものは、この部分開示の対象とはならない。

#### 【部分開示の方法】

- ① 部分開示と非開示部分とが別ページに記載されている場合には、非開示部分を取り外して開示する。
- ② 開示部分と非開示部分とが同一ページに記載されている場合には、非開示部分を覆って複写するか、又は該当するページの全部を複写した上で非開示部分をマジックインク等で黒く塗りつぶし、それをもう一度複写したものを開示する。

(公益上の理由による公文書の開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書の開示をすることができる。

#### 【趣旨】

本条は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されていても開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる場合について定めたものである。

#### 【解釈・運営】

- 1 「公益上特に必要がある」とは、市民の生命、身体等を危害から保護し、公共の安全を確保するため、開示すべき積極的な理由があることをいう。
- 2 「公益上特に必要があると認めるとき」とは、開示請求に係る公文書に記録されている情報を非開示にすることにより保護される利益を前提としてもなお、当該案件については、公益を図るため特に開示する必要があると認めるときという意味である。
- 3 第7条第1号に掲げる法令秘情報については、公益上特に必要があると認めるときであっても開示することはできない。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求者に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

#### 【趣旨】

開示請求に対しては、当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにし、開示又は非開示を決定すべきであるが、本条は、その例外として、公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができる場合について定めたものである。

#### 【解釈・運用】

1 開示請求を拒否するときは、当該請求に係る公文書の存否を明らかにした上で拒否することが原則である。しかしながら、請求の仕方が個人に関する名指しのものであったり、具体的な事実に関するものであって請求対象の情報が極めて微妙なものの場合、当該請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、非開示事項の規定により保護される利益が害されることとなる場合がある。特に、プライバシー情報、企業秘密等の分野については、このような場合が生ずることは避けられないと考えられる。

このような事態に適切に対処するため、請求に係る公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できる場合（グローマー拒否）について定めたものである。

2 開示請求に対し、当該公文書は存在するが、非開示とする、又は当該公文書は存在しないと回答するだけで、非開示情報の保護利益が害されることとなる場合の例

(1) 特定の個人の病歴の情報

(2) 犯罪の内偵捜査に関する情報

3 開示請求が探索的になされた場合、公文書の存否に関する情報と開示請求に含まれる情報とが結合することにより、非開示又は不存在と回答するだけで、非開示情報の保護利益が害されることがあり得る場合の例

(1) 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報

(2) 買い占めを招くなど市民の生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物資に関する政策決定の検討状況の情報

(3) 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報

4 本条で規定する拒否は、第11条第2項にも明文化してあるとおり、行政処分として扱われるので、行政不服審査法に基づく不服申立て等の司法救済の対象となる。したがって、実施機関がこの規定を濫用することはできないと解される。

5 本条により開示請求を拒否するときは、行政手続条例第8条に基づき、必要にして十分な拒否理由の提示を行う必要がある。提示すべき理由は、開示請求者が拒否される理由を明確に認識できる程度のものが必要であり、請求のあった個人情報の存否を答えることでどのような非開示情報を開示することになるのかを具体的に提示することになる。

6 留意点

存否応答拒否が必要な公文書については、実際に公文書が存在するか否かを問わず、常に存否応答拒否をすべきである。公文書が存在しない場合には不存在と答えて、公文書が存在する場合のみ応答拒否をしたのでは、存否応答拒否をする場合は、公文書が存在する場合であることを請求者に推測されてしまうので、常に存否応答拒否をしなければ意味がない

(開示請求に対する措置)

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき又は開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

### 【趣旨】

本条は、開示請求に対する実施機関の応答義務、応答形態、可否の決定期限並びに期間を延長する場合の延長可能期間及び手続を定めたものである。

### 【解釈・運用】

#### 《第1項》

本項は、開示請求に対して開示・一部開示の決定を行ったときは、請求者に対してその内容を速やかに書面で通知すべきことを実施機関に義務付けたものである。

#### 《第2項》

- 1 本項は、開示請求に対して全部を開示しない決定を行ったときは、請求者に対してその旨を速やかに書面で通知すべきことを実施機関に義務付けたものである。
- 2 「開示請求に係る公文書を保有していないとき」とは、公文書が不存在の場合も開示しない旨の決定を行うことを条例上明確にしたものである。
- 3 開示請求書に形式上の不備があり、補正指導・命令を行ったにもかかわらず、指導に従わない場合など、開示請求が不適法であることを理由として公文書の開示をしないときは、請求を却下する。
- 4 開示しない旨の決定を行うときには、行政手続条例の規定により、必要にして十分な拒否理由の提示を行う必要があり、開示しない理由は、単に、「条例第○条第○項に該当する」とするだけでは不十分である。具体的にかつ分かりやすく記載する必要がある。
- 5 公文書の存否を明らかにしないで請求を拒否する場合や文書不存在の場合も、次のようにその理由を明らかにしなければならない。

(1) 公文書の存否を明らかにしないで請求を拒否する場合

「文書の存否を応えるだけで、個人の正当な利益を害することとなるので、当該文書はあるともないとも答えられない。仮に存在するとしても、情報公開条例第7条第2号に該当し非開示とされる情報である。」など

(2) 文書不存在の場合

「当該文書は、作成されない慣行となっており、実際に存在しない。」、「当該文書は存在したが、保存年限を満了したため○年○月に破棄した。」など

6 開示請求が不適法であることを理由とする却下決定、公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定、公文書不存在の決定は、いずれも処分性を有し、行政不服審査法や行政事件訴訟法に基づき争うことが可能である。

(開示決定等の期限)

第12条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示請求があった日から起算して60日を限度として同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

### 【趣旨】

本条は、開示決定等を行うべき期限(開示請求があった日から起算して15日)及び延長可能な期限(開示請求があった日から起算して最大60日)を定める。

### 【解釈・運用】

#### 《第1項》

1 「開示請求があった日」(第1項)とは、開示請求書が当該請求を取扱うこととされている窓口到達し、実施機関が了知可能な状態になった日をいう。

2 開示請求があった日から起算して15日目に当たる日が市の休日に当たるときは、その直後の市の休日でない日が満了日となる。

3 「補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない」(第1項)としており、開示請求書に形式上の不備があっても、補正を求めないときは、原則どおり、開示請求があった日から起算して15日以内に開示決定等を行わなければならない。

なお、補正を求めた場合であっても、開示請求者が当該補正に応じない旨を明らかにしたときは、当該意思表示があった時点以降は、もはや補正に必要な期間とはいえないので、停止していた期間が再び進行することになる。

#### 《第2項》

1 「その他正当な理由」とは、実施機関が誠実に努力しても、15日以内に開示を行うかどうかの決定をすることができないと認められる事情をいい、次のような場合をいう。

(1) 第三者に関する情報が記録されているため、その第三者の意見を聴取するのに相当の日数を必要とする場合

- (2) 複数の実施機関等に関する情報が記録されているため、その実施機関等の意見を聴取するのに相当の日数を必要とする場合
  - (3) 開示請求のあった公文書の種類又は量が多いため、開示決定等に相当の日数を必要とする場合
  - (4) 天災等が発生した場合、突発的に業務が増大した場合、緊急を要する業務を処理する場合その他正当な理由のある場合
- 2 「開示請求があった日から起算して60日以内に限り延長することができる」とは、正当な理由により、開示請求があった日から起算して15日以内に開示、非開示の決定をすることができない場合は、開示請求のあった日の翌日から起算して最高60日以内を限度として決定期間を延長することができることとしたものである。
- 3 「延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない」とは、決定期間を延長する場合は、延長後の期間及び延長の理由を書面により、請求者に通知することを実施機関に義務付けたものである。



(開示決定等の期限の特例)

第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

**【趣旨】**

本条は、開示請求に係る公文書が著しく大量であって、そのすべてについて60日以内に開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずることを回避するため、開示決定等の期限の特例を定めたものである。

**【解釈・運用】**

- 1 「開示請求に係る公文書が著しく大量であるため……事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」とは、1件の開示請求に係る公文書が大量であること又は同時期に多数の開示請求が集中したことにより、これらを60日以内に処理することが不可能な場合又は60日以内に処理することで通常の事務の遂行が著しく停滞する場合をいう。
- 2 「相当の部分」とは、60日以内に開示決定等を行うことができる分量であり、「相当の期間」とは、実施機関の事務の遂行に著しい支障を生ずることなく、残りの公文書について開示決定等することができる期間であって、いずれも、当該開示請求に係る実施機関の実態に応じて、個別に判断されるものである。
- 3 この規定を適用する場合の開示請求者への通知は、第12条第1項に規定する期間内、すなわち開示請求があった日から起算して15日以内に、書面により通知しなければならないことに注意する必要がある。

(事案の移送)

第13条の2 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

**【趣旨】**

本条は、開示請求を受けた実施機関の長が、当該事案を他の実施機関の長に移送する場合の要件、手続、効果について定めたものである。

**【解釈・運用】**

移送は、開示請求を受けた実施機関の長の判断で一方的に行うことはできず、移送先として予定されている実施機関の長と協議しなければならない。

(第三者に関する情報に係る意見書提出の機会の付与)

第14条 開示請求に係る公文書に実施機関及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第18条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

## 【趣旨】

本条は、開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合における当該第三者の保護に関する手続きを定めたものである。

## 【解釈・運用】

### 《1項》

1 1項は「任意的意見聴取」についての規定であり、2項は「必要的意見聴取」についての規定である。

### 2 意見の聴取

意見書提出の機会の付与は、開示請求のあった公文書に第三者に関する情報が記録されている場合に、当該第三者に意見書の提出を求め、その結果を決定の際の参考とすることにより、当該公文書の開示、非開示の判断の適正を期することを目的とするものであり、実施機関に第三者に意見書の提出を求めることを義務付けるものではなく、また、実施機関の決定が第三者の意見に拘束されるものでもない。

3 第三者の意見の聴取が想定される事例としては、次のような考えられる。

- (1) 事業者が排出する産業廃棄物の種類や量等が記載されている情報で、それを開示することにより、当該事業所の生産情報等を推定することができ、それによって極秘とされる企業戦略が判明する可能性がある場合
- (2) ゴルフ場の排水農薬調査の結果報告書に調査対象となったゴルフ場名が記載されている場合、それを開示することにより、当該ゴルフ場の信用に影響を及ぼす可能性がある場合

《 2 項 》

- 1 2 項は、「必要的意見聴取」を定めた規定である。
- 2 開示請求に係る公文書につき、公益上の義務的開示を行う場合、すなわち「人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」（第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報）を開示する場合又は公益上の理由により裁量的開示（第9条の規定による開示）をしようとする場合には、第三者の利益と公益とを比較衡量することにより開示を決定することになる。開示をすることによって当該第三者の権利利益が害されるとしても、それに優越する公益があるときには、開示が正当化されることになる。このような場合には、自らの権利利益を侵害される第三者から事前に意見を聴取することが必要である。

《 3 項 》

- 1 第三者が反対意見書を提出したときにおいても、実施機関の長は、当該意見に拘束されるわけではない。そこで、開示決定と開示の実施の間に第三者に争訟の機会を確保するために相当な期間を設けることとした。
- 2 「開示後直ちに」としているのは、開示決定の通知が遅滞すれば争訟の機会を実質的に失わせるおそれがあるので、即効性を明確に表すため「直ちに」としている。

(開示の実施)

第15条 公文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 公文書の開示は、実施機関が第11条第1項の規定による通知により指定する日時及び場所において行う。ただし、郵送により個人情報の写しを交付する場合にあつては、この限りでない。

【趣旨】

本条は、公文書の開示の方法及び開示の実施の手続を定めたものである。

【解釈・運用】

1 電磁的記録の開示方法については、開示請求者の便宜を考慮して、できるだけその要望に応えることが必要であるが、開示機器の普及状況を考慮する必要があるほか、部分開示への対応、電子データの保護等検討すべき課題も多くある。

このような問題に適切に対処し、きめ細やかな対応が可能となるよう、電磁的記録の開示方法は、実施機関が定めることとしたものである。

市長部局においては、規則にて、電磁的記録の開示方法を以下のとおり定めている。

(1) 録音テープ及びビデオテープ 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は当該ビデオテープを専用機器により再生したものの聴取又は視聴

(2) 電磁的記録 ((1)に掲げるものを除く。) 次に掲げる方法

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録のパソコンによる視聴又は当該記録を専用機器により再生したものの視聴

2 「公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき」とは、原本が貴重であったり痛みが激しい等の理由により、そのまま閲覧等に供すると当該公文書の保存に支障がある場合等をいう。

3 「その他正当な理由があるとき」とは、次のような場合をいう。

- (1) 原本を事務事業に使用する必要があり、閲覧等に供すると事務事業の遂行に支障がある場合
- (2) 第8条の規定により部分開示を行う場合
- (3) 他の公文書とともに一つの簿冊に製本されており、取り外しが困難な場合
- (4) 裁判、監査等のため、請求のあった公文書が、裁判所、国の官庁等に提出されている場合

4 公文書の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行う。具体的な日時及び場所は、第11条第1項により通知書で指定することになる。開示は、担当職員が立会い、求めに応じて必要な説明をすることになる。

なお、通知をした後、開示請求者がやむを得ない事情により、あらかじめ指定した日時に開示を受けることができない場合は、当該開示請求者と相談の上、別の日時に開示を実施することになる。

(他の制度等との調整)

第16条 この条例の規定は、法令又は他の条例の規定により公文書を読覧し、若しくは縦覧し、又は公文書の謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる場合においては、適用しない。

#### 【趣旨】

本条は、他の法令又は他の条例により読覧等の手続が定められている公文書については、この条例を適用しない旨を定めたものである。

#### 【解釈・運用】

1 本条は、この条例の対象となる公文書であっても、他の法令等の定めにより読覧等が認められ、所要の手続が定められているものについては、この条例によらず当該法令等の定める手続によることとしたものである。

2 法令により読覧が認められ、所要の手続が定められているものを例示すると次のようなものがある。

(1) 読覧 住民基本台帳の読覧（住民基本台帳法）

(2) 縦覧 選挙人名簿の縦覧（公職選挙法）

(3) 謄本又は抄本の交付 戸籍の謄本、抄本の交付（戸籍法）

3 法令又は他の条例の規定に基づく手続において、読覧等の請求者の範囲、読覧等の期間、読覧等を行うことができる公文書の範囲が限定されている場合には、定められた範囲では当該手続によることとなるが、それ以外ではこの条例が適用されることとなる。この場合は、法令又は他の条例等の規定の趣旨を踏まえて、開示するかどうかを決定することとなる。

4 法令又は他の条例の規定に手続が定められている場合で、請求者の範囲等が限定されている場合とは、例示すると次のような場合がある。

(1) 請求者の範囲が限定されている場合

限定されているものについては、この条例を適用しないものであるが、それ以外の者については、本号に該当しないのでこの条例により請求できるものである。ただし、法令その他の定めが請求者を限定している趣旨から、当該請求者以外のものがこの条例によって請求を行っても、当該請求に係る情報の多くは第7条各号の非開示に該当して非開示となるものと解される。

例 固定資産課税台帳の縦覧（地方税法）

（２） 情報の範囲が限定されている場合

一事案の一部についてのみを限定している場合においては、当該限定されている部分についてはこの条例を適用しないものであるが、その他の部分についてはこの条例により請求できるものである。

例 公職の候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の閲覧（公職選挙法）



(費用負担)

第17条 この条例の規定による公文書の閲覧に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定に基づき公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

【趣旨】

本条は、情報の開示に係る費用の負担について定めたものである。

【解釈・運用】

1 本条は、公文書の写しの交付を受けるものは、その写しの作成に要する費用及びその郵送を希望する者にあつては、写しの送付に要する費用を負担しなければならないことを定めたものである。

2 「当該写し」とは、請求者から公文書の写しの交付を求められたときに作成するものをいい、開示をするために複写したものの作成に要する費用は含まれない。

3 「写しの送付に要する費用」とは、相当額であり、条例の規定に根拠を置かずに、私法上の契約に基づく対価として徴収する事務処理に要する経費で、地方公共団体が私人の立場で徴収する私法上の収入(雑入)である。金額は、規則で次のとおり定めている。

区 分	費 用
写しの交付	(1)単色刷りのA3サイズまで 1枚につき 10円 (2)多色刷りのA3サイズまで 1枚につき 100円 (3)ロール式の場合(単色刷り) 1mまでごとに 100円 (4)上記以外のもの 写しの作成に要する費用(実費)
写しの送付	郵送料に相当する額

備考1 用紙の両面に複写、印刷又は出力して写しの交付を行う場合においては、当該

用紙の片面をそれぞれ1枚として算定する。

2 写しには印刷物として出力されたものを含む。

4 「写しの作成に要する費用」とは、電磁的記録を録音テープやCD-R等に当該記録を複写する場合は、当該複写した録音テープ等の代金をいう。

(審理員による審理手続の除外)

第17条の2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項ただし書の規定により、開示決定等又は開示請求等に係る不作為の審査請求については、審理員を指名せず、審理手続を行う。

#### 【趣旨】

本条は、行政不服審査法に基づく、審理員による審理手続の除外規定をについて定めたものである。

#### 【解釈・運用】

- 1 開示決定（部分開示、非開示など）に対し不服がある者は、行政不服審査法に基づき決定を行った実施機関に対し審査請求をすることができる。市長が審査庁となる場合（消防長が行った決定については、市長に対する審査請求となる。）であっても、第18条の規定により、情報公開審査会に諮問することとなるので、審理員による審理手続を除外し、情報公開審査会において審査することが公平な判断に資することとなる。

(審査請求)

第18条 実施機関は、開示決定等（全部を開示する旨の決定を除く。以下この条及び次条において同じ。）について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、今治市情報公開審査会に諮問（議会にあっては、意見の聴取。第19条第1項において同じ。）をしなければならない。

(1) 審査請求が明らかに不適法で却下する場合

(2) 開示決定等を取り消し、審査請求に係る全部を開示する場合。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

【趣旨】

本条は、実施機関が行った公文書の開示決定等について、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、公平かつ客観的な判断を担保するため、情報公開審査会に諮問し、その審議を経て、当該審査請求に対する裁決を行わなければならないことを定めたものである。

【解釈・運用】

1 「開示請求に対する決定は、行政不服審査法に規定する「処分」に当たり、当該決定について不服がある者は、同法により、処分庁の最上級行政庁に対する審査請求（上級行政庁がないときは、処分庁に対する審査請求）をすることができる。

2 「審査請求があったとき」とは、部分開示又は非開示の決定があった場合に、開示請求者が審査請求を行った場合のほか、公文書が開示又は部分開示されることによりその権利利益が害されることとなる第三者が審査請求を行った場合を含む。

審査請求は、行政不服審査法第19条の規定により、口頭による申立ては認められていない。

3 「裁決」とは、処分庁が行った開示決定等に係る審査請求に対し、審査庁が行う判断行為をいう（消防長の場合は、市長が審査庁）。

4 「審査請求が明らかに不適法で却下する場合」（1号）とは、審査請求が、審査請求期間（決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内）経過後になされたときや、審査請求をすることができない者からなされたときなどのように要件不備の場合をいう。

審査会における審査は、実施機関が開示を拒んだ情報について、その判断の違法性又は不当性の有無について行われるものである。

したがって、以上のほか、請求者が開示請求書の補正の指導に従わず、却下された場合には、

審査会に対する諮問は要しないものとして取り扱うこととなる。

- 5 「全部を開示する場合」(2号)とは、開示請求に係る非開示決定又は部分開示決定を取り消し、又は変更し、結果的に全部を開示する場合をいい、条例第14条に規定する第三者からの反対意見書が提出されている場合を除き、審査会への諮問を要しないことを定めたものである。  
なお、処分庁である実施機関が検討した結果、非開示部分の一部を開示してもよいと考える場合は、原処分である非開示決定を変更して部分開示決定を行い、残りの非開示部分について審査会へ諮問することとなる。
- 6 「ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。」(2号)とは、第三者からの反対意見書が出ている場合は、審査請求がされたことにより、実施機関が非開示としていた部分を開示に変更することによって、当該第三者の権利利益に影響を及ぼすことになる。このため、実施機関において当初の決定に違法又は不当な点があっても、実施機関限りで変更を認めないこととした。
- 7 審査会は、執行機関の附属機関であり、執行機関でない議会は、審議会に諮問することができないため、意見の聴取とした。
- 8 開示決定等に不服のあるものは、行政不服審査法に基づく審査請求のほか、行政事件訴訟法に基づき裁判所に対して訴訟を提起し、救済を求めることができる。  
審査請求と訴訟のいずれによるかは、そのものの選択にゆだねられており、また審査請求を行った後、訴訟を提起することも可能である。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第18条の2 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する判決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する判決
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の判決(第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

#### 【趣旨】

本条は、審査請求に対する判決と開示の実施日との間に少なくとも2週間をおくことにより、第三者が取消訴訟を提起する機会を保障しようとするものである。また、開示請求人は速やかな公開(実施)を求めているので、これを調整するための規定である。

#### 【解釈・運用】

第三者が審査請求をした場合、開示決定の執行停止が申し立てられ、判決がなされるまでは、通常執行停止が認められるが、審査請求を却下又は棄却する判決がされて直ちに開示がされてしまえば、開示決定に対する取消訴訟を提起する機会を失ってしまうことになる。

##### 《1号》

第三者からの審査請求を却下し、又は棄却した場合のことである。「一部棄却、一部容認」の判決も含む。

##### 《2号》

開示請求者からの審査請求に対し、非開示又は部分開示の決定のあった非開示部分の全部又は一部を開示する旨の判決の場合である。「一部棄却、一部容認」の場合も含む。

(情報公開審査会)

第19条 第18条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、今治市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、委員5人以内で組織する。
- 3 委員は、優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 審査会は、第1項に規定する調査審議を行うほか、情報公開に関する制度の運営に関する事項について、実施機関に建議することができる。
- 7 審査会は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者又は参考人の出席を求めその説明又は意見を聴くことができる。
- 8 第2項から前項までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

【趣旨】

本条は、審査請求の審査を行うための諮問機関として、今治市情報公開審査会を設置することを定めると同時に、その所掌事務、委員の人数、任期、守秘義務等について定めたものである。

【解釈・運用】

《第1項》

- 1 本項は、審査請求を受けた実施機関は、公正な判断を行うため、第三者的機関である審査会に、決定に関して諮問することを定めたものである。
- 2 審査会は、市長の附属機関として設置するものであるが、市長ばかりでなく、市長以外の実施機関（議会を除く）の諮問にも応じ調査審議を行うものとする。審査会は、第三者機関として制度の公正かつ適正な運営に寄与することが期待されている。

なお、議会は、執行機関でないため、正式に審査会に諮問することはできないが、事実行為として審査会に意見を求めることは妨げない。

《第2項》

審査会は、合議体で運営し、原則として5人の委員で組織する。

### 《第3項》

審査会は、次の要件に該当するものうちから市長が委嘱する。

- (1) 人格的に優れ常識が豊かな公正中立な判断ができること。
- (2) 市政全般について理解があり、情報公開制度について学識経験を有するものであること。

### 《第4項》

委員の任期は、3年で、補欠の委員の場合は、前任者の残りの任期となっている。

### 《第5項》

- 1 「委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない」とは、附属機関の委員は法的に守秘義務を負わない（審査会の委員は非常勤であるので、地方公務員法第3条第3項第2号の特別職となり、同法第34条第1項、第2項の守秘義務は適用されない。）が、審査会は審査請求に係る個人情報調査審議するという権限を持つことから、委員に対する守秘義務を条例上定めたものである。
- 2 守秘義務に違反した場合における罰則規定は設けられていないが、その違反は、職務上の義務違反として罷免事由となる。

### 《第6項》

- 1 本項は、審査会は、審査請求についての審査のほか、情報公開制度の基本的な事項の改正、制度運営上の基本的な改善等、情報公開を推進するために必要な事項について、実施機関からの諮問を受けた場合はもとより、受けない場合であっても、実施機関に対して建議することができることを定めたものである。
- 2 「情報公開に関する制度の運営に関する事項について、実施機関に建議することができる」とは、この制度の基本的な事項の改正、制度運営上の基本的な改善、情報の公開の総合的な推進を図るために必要な事項を、実施機関に対して建議できることをいう。  
なお、建議があった場合には、実施機関において制度の再検討を行うものである。

### 《第7項》



「関係者又は参考人」とは、第14条の規定により意見を聴取した第三者、審査の対象となっている事項について専門的知識又は経験を有する者、実施機関の決定につき利害関係を有する者等をいう。

《第8項》

審査会は、市長の附属機関として設置するものであるため、審査会の組織及び運営に関し必要な事項の規則への委任について定めたものである。本項の委任により「今治市個人情報保護審査会規則」が制定されている。

(公文書の管理)

第20条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

【趣旨】

本条は、情報公開制度の運用を適正かつ円滑なものとするためには、公文書の管理が適正に行われることが不可欠であることから、実施機関が公文書の管理体制の整備を推し進めていく旨を定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「公文書を適正に管理する」とは、公文書の起案から、保存、廃棄に至るまで、「情報公開制度の適正かつ効率的な運営」に対応できる全ての文書管理システムを整備することをいう。
- 2 保存されているべき公文書がなかったり、その所在が明確でないといった状態では、情報公開制度は的確に機能しない。その意味で、情報公開制度と公文書の管理は、「車の両輪」であり、その点に留意しながら、職員は、公文書の管理体制の整備に努めていかなければならない。

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第21条 実施機関は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

#### 【趣旨】

本条は、情報公開制度を市民等にとって利用しやすいものとするため、実施機関に対して、公文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を義務付けたものである。

#### 【解釈・運用】

- 1 「公文書の特定に資する情報の提供」とは、文書の名称やその記載内容を示すことをいう。
- 2 「その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置」とは、上記1以外の事項で請求人に示すことにより求めている文書を特定しやすくなる情報を提供することという。

(公文書の開示の実施状況の公表)

第22条 市長は、毎年度1回、各実施機関のこの条例に定める公文書の開示その他の実施状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

【趣旨】

本条は、情報公開制度の適正な運営を図るため、運用状況を公表することについて定めたものである。

【解釈・運用】

1 本条は、情報公開制度の適正な運営を明らかにするために、市長が、各実施機関における情報公開の運用状況を取りまとめて広く市民に公表し、市民の理解と信頼を深め、制度の利用促進と発展を期すものである。

2 「公文書の開示の実施状況」とは、開示請求の件数、開示、部分開示、非開示等の決定した件数、不服申立ての状況等をいう。

3 公表は、次の要領で行うものとする。

(1) 公表の時期及び方法

毎年1回、年度初めに、前年度の運用状況をホームページ、広報等により公表することにより行う。

(2) 公表内容

- ア 開示請求の状況
- イ 開示請求に対する決定状況
- ウ 不服申立ての状況
- エ その他必要な事項

(情報提供の充実)

第23条 市長は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、実施機関の保有する情報が適時に、かつ適切な方法で市民に明らかにされるよう、情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

**【趣旨】**

本条は、情報公開の総合的な推進を図るため、情報提供施策の充実に関する実施機関の努力義務について定めたものである。

**【解釈・運用】**

- 1 情報提供は、公文書の開示と相互に補完し合う関係にあるものであり、実施機関はこの条例に基づく情報公開と併せて、積極的に情報の提供に努めなければならない。
- 2 「実施機関の保有する情報が適時に、かつ適切な方法で市民に明らかにされる」とは、市民からの開示請求を待つまでもなく、実施機関が自らの意思で積極的にその保有する情報を市民に提供する場合及び市民の求めに応じて情報を提供することをいう。
- 3 担当課においては、その主管する事務事業に関し情報提供が可能なものについては、積極的に情報の提供に応じるよう務めるものとする。
- 4 情報公開窓口においては、開示の請求のあった情報があらかじめ収集した行政資料等で対応できるときは、開示請求を待つことなく、積極的に情報の提供を行うよう務めるものとする。

(委任)

第 24 条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

**【趣旨】**

本条は、この条例の施行に関して必要な事項を定める権限を実施機関に委任することについて定めたものである。

**【解釈・運用】**

- 1 「この条例の施行に関し必要な事項」とは、条例を施行するための手続規定であって、公文書の開示の請求及び開示等の決定に必要な公文書開示請求書、公文書開示決定通知書等の諸様式、開示の実施方法等をいう。
- 2 各実施機関は、地方自治法上独立して権限を行使する機関であり、この条例の施行に関して必要な事項については、各実施機関がそれぞれ規則、規程、告示等で定めることとなる。
- 3 市民にとっては、各実施機関が定める規則等の内容は、統一性があり整合性がとれたものであることが望ましい。このため、この条例の施行に関して必要な事項を定め、又は変更しようとするときは、相互に十分連絡調整を行い、情報公開担当課と合議するものとする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 1 月 16 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例は、この条例施行の日(以下「施行日」という。)以後に実施機関が作成又は取得し、決裁等の手続が完了した公文書について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例は、合併前の今治市、朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町及び大三島町から承継された公文書(合併前の今治市情報公開条例(平成 8 年今治市条例 33 号)、朝倉村情報公開条例(平成 13 年朝倉村条例 1 号)、玉川町情報公開条例(平成 14 年玉川町条例 1 号)、波方町情報公開条例(平成 13 年波方町条例 1 号)、大西町情報公開条例(平成 7 年大西町条例 24 号)、菊間町情報公開条例(平成 12 年菊間町条例 42 号)、吉海町情報公開条例(平成 13 年吉海町条例 7 号)、宮窪町情報公開条例(平成 13 年宮窪町条例 1 号)、伯方町情報公開条例(平成 13 年伯方町条例 7 号)、上浦町情報公開条例(平成 13 年上浦町条例 9 号)又は大三島町情報公開条例(平成 13 年大三島町条例 2 号)(次項においてこれらを総称して「合併前の条例」という。)の適用された公文書に限る。)について適用する。

(経過措置)

- 4 この条例の施行日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

### 【趣旨】

附則は、この条例の施行期日、対象となる公文書の範囲、経過措置について定めたものである。

### 【解釈・運用】

#### 《第 1 項》

本項は、この条例の施行期日を合併の日の平成 17 年 1 月 16 日としたものである。

#### 《第 2 項》

本項は、この条例により開示の対象となる公文書の範囲を、平成 17 年 1 月 16 日以降に実施機関の職員が作成し、又は取得し、決裁等の手続が完了したたものとするを定めたものである。

### 《第3項》

前項だけだと、合併により条例の適用範囲が後退するため、合併前の各市町村の情報公開条例の開示対象となっていた公文書についても、この条例の開示対象とした。

### 《第4項》

合併前の旧市町村の条例の規定に基づき行われている処分や開示請求等の行為は、この条例の規定に基づく行為とみなして同一に取扱うこととしたものである。したがって、例えば、この条例の施行前に行われた開示請求に関し、開示の決定や開示の実施がこの条例の施行後となった場合においても、当該請求は、この条例に基づく開示請求とみなされることから、改めて、この条例の規定に基づき開示請求を行う必要はない。





